

静岡県 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～



平成 26 年 7 月

静岡県通学路対策推進会議

【静岡県、沼津市、熱海市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町】

1 プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、京都府亀岡市をはじめとして、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けて、平成 24 年度から国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検を実施するなど通学路における交通安全の確保の取組を推進しており、今後も関係省庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた取組を推進することとしている。

本県では、上記取組に加え、登下校中の児童等に危険が生じる可能性が高い箇所を潜在的な対策必要箇所に位置付け、重点的な安全対策を実施していくため、平成 25 年度に、県警察本部、県教育委員会、各道路管理者が連携し、「通学路対策推進会議」を組織している。

このような中で、本県においても、平成 26 年 4 月、登校中の児童に車両が衝突した死亡事故が発生し、通学路の安全確保に向けた取組が重要視されている。

このため、今後は、本プログラムに則り、上記「通学路対策推進会議」を活用し、通学路の安全確保に向けた取組を推進していくものである。

2 通学路対策推進会議の設置

関係機関と連携し、重点的な安全対策を推進するため、平成 25 年 10 月 16 日に組織した「通学路対策推進会議」を活用し、通学路の安全確保に向けた実効性のある組織を設置する。

通学路対策推進会議は、別添資料①「静岡県通学路対策推進会議 組織図」のとおり構成し、年 1 回の開催を基本とする。

なお、「対策の策定」及び「対策の改善・充実」等を検討する際には、必要に応じて、国土交通省中部地方整備局及びその他関係市町等と連携を図るものとする。

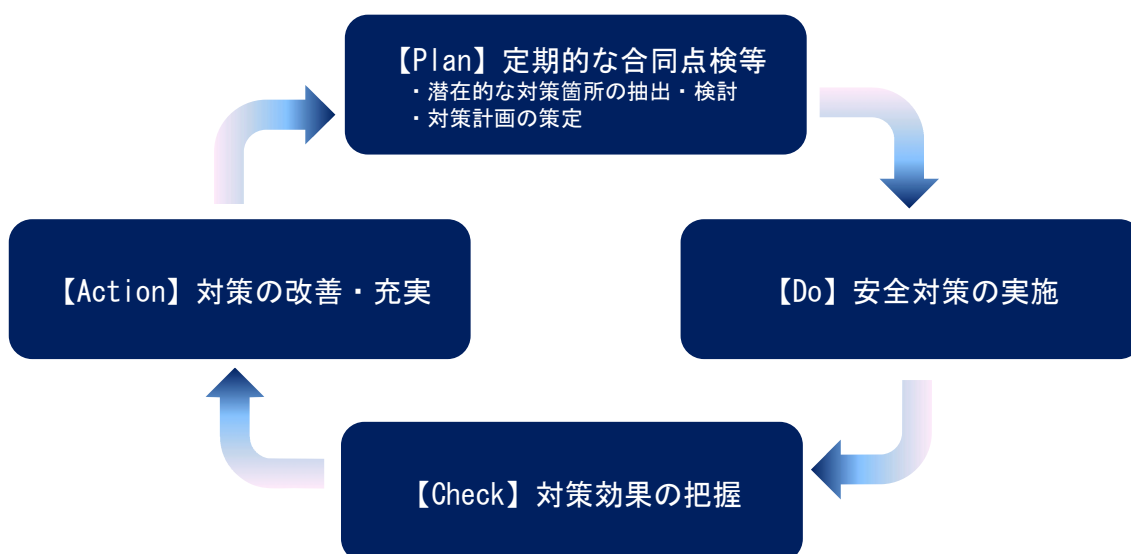
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路対策推進会議では、継続的な通学路の安全確保に向けた取組を推進するため、平成 24 年度に実施した緊急合同点検後も、必要に応じて、合同点検や交通診断等の現地調査を実施するなど、対策の改善及び充実を図るものとする。

また、これらの取組を P D C A サイクルとして、継続的に実施し、通学路の安全性の向上を図るものとする。

【通学路の安全確保に向けたPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検等 (Plan)

通学路対策推進会議では、継続的な取組として、県警察本部をはじめ、県教育委員会や各道路管理者等の関係機関が連携し、潜在的な対策必要箇所を抽出・検討するなど、必要に応じて、合同点検や交通診断等の現地調査を実施するものとする。

なお、対策必要箇所については、あんしん歩行エリアをはじめ、事故危険箇所やゾーン30等に指定されている箇所も存在することから、これらの対策計画を策定した既存組織とも連携を図るものとする。

(3) 対策計画の策定 (Plan)

対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置等のハード対策及び交通規制や交通安全教育等のソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な対策計画を策定（変更）するものとする。

(4) 安全対策の実施 (Do)

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進捗するよう、県警察本部をはじめ、県教育委員会や各道路管理者等の関係機関により連携を図るものとする。

(5) 対策効果の把握 (Check)

対策実施後の箇所については、その効果を把握するため、手法を検討し、対策効果の把握に努めるものとする。

なお、平成24年度に実施した緊急合同点検にて策定した対策計画について、対策の進捗管理や対策効果の検証等を実施するものとする。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、効果把握等の結果を踏まえ、対策内容の改善及び充実を図るものとする。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

各市町の小学校ごとの点検結果や対策内容等については、関係機関で認識を共有するため、別添資料②、③のとおり、「要対策箇所整備進捗状況リスト」及び「対策箇所図」を作成し、公表するものとする。

なお、公表にあたっては、通学路の経路が特定される恐れもあることから、関係機関との協議により、その方法を検討するものとする。

【別添資料】

別添資料②：要対策箇所整備進捗状況リスト（平成 26 年 3 月 31 日現在）

別添資料③：対策箇所図（平成 26 年 3 月 31 日現在）